

## 長野市おくやみハンドブック協働発行事業者公募型プロポーザル実施要領

### 第1 目的

死亡に伴う手続は多岐にわたり、身近な人が亡くなった悲しみの中、慣れない手続を短期間のうちに行わなければならない、遺族の大きな負担となっていることから、本市では、遺族の負担軽減を図るため、死亡に伴う様々な手続を案内した冊子「おくやみハンドブック」を配布している。

本ハンドブックは、おくやみに関連した広告を掲載し、制作に係る費用を広告料で賄うことで、本市の費用的負担を一切かけずに作成するため、ノウハウを有する事業者と協働発行しているが、現行の協定が今年度で満了する。

次期協働発行者の選定に当たっては、市民に寄り添ったわかりやすいハンドブックの作成に資するとともに広告主の募集などの充分な実績とノウハウを有することが必須条件となるため、選定方法を公募型プロポーザルで行うものとし、最も適格と判断された者を優先交渉権者とする。

### 第2 事業概要

- (1) 事業の名称 長野市おくやみハンドブック協働発行事業
- (2) 事業内容 別紙「長野市おくやみハンドブック協働発行事業仕様書」のとおり
- (3) 事業期間 協定締結の日から令和11年3月31日まで
- (4) 費用 広告収入で作成し、無償提供とする。

### 第3 スケジュール

| 内 容             | 期 日                                |
|-----------------|------------------------------------|
| 実施の公告           | 令和7年10月17日（金）                      |
| 質疑の受付           | 令和7年10月17日（金）から<br>令和7年10月24日（金）まで |
| 質疑に対する回答        | 令和7年10月31日（金）                      |
| 参加申込み（提案書含む）の受付 | 令和7年10月17日（金）から<br>令和7年11月7日（金）まで  |
| 結果通知・結果公表       | 令和7年11月28日（金）                      |
| 協定締結            | 令和7年12月中旬（予定）                      |

### 第4 参加資格

- (1) 一般的（共通）事項
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - イ 長野市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。  
なお、名簿に登録されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げな

いものとするが、優先交渉権者となった場合は、協定締結前に同名簿への登載ができること。

ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 次に掲げる税について滞納がないこと。

（ア）市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

（イ）消費税及び地方消費税

（ウ）所得税又は法人税

カ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 本事業の遂行のために必要な事項

ア 令和4年度以降、国、又は人口20万人以上の地方公共団体と本事業内容と類似する協定を締結し、誠実に履行した1年以上の実績を有していること。

## 第5 参加申込みの手続

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式第1号）

イ 同種・類似事業実績調書（様式第2号）

ウ 協定書・仕様書等の写し（上記イが確認できるもの）

エ 納税証明書（市税・法人税等の滞納がないことがわかる証明書の原本）

オ 会社概要 ※A4判1枚程度（両面可）

カ 企画提案書

(2) 提出期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月7日（金）まで（土日、祝日を除く。）

受付時間は、いずれも午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出部数

(1)の提出書類のうち、エ以外は正本1部、副本7部の計8部、エについては正本1部を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(5) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けないものとする。

(6) 提出先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1 6 1 3 番地  
長野市役所 地域・市民生活部 市民窓口課 担当：宮澤

## 第6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年10月17日（金）から令和7年10月24日（金）まで

(2) 質問方法

質問書（様式第3号）に必要事項を記載の上、電子メールにて以下のアドレス宛に送信すること。

なお、メールの件名は「長野市おくやみハンドブック協働発行事業に関する質問」とし、必ず送信した旨を事務局まで電話にて連絡すること。

- ・メールアドレス：[shimado@city.nagano.lg.jp](mailto:shimado@city.nagano.lg.jp)
- ・事務局連絡先（長野市役所市民窓口課）：Tel 026-224-6428

(3) 回答方法

令和7年10月31日（金）に長野市ホームページに掲示し個別には回答しない。

## 第7 企画提案書の作成方法

企画提案書は、以下の様式等で作成すること。

(1) 様式等の形式

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| ア サイズ    | A4判用紙（縦）                       |
| イ 文字方向   | 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）            |
| ウ 印刷方法   | 両面、左綴じ、カラー印刷                   |
| エ 文字ポイント | 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。）。 |
| オ ページ番号  | 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。          |
| カ ページ数   | 表紙及び目次を除き、50ページ以内とすること。        |
| キ その他    | 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。        |

(2) 体裁

ア 表紙

- (ア) 題名「長野市おくやみハンドブック協働発行事業企画提案書」を記載
- (イ) 作成年月日を記載
- (ウ) 法人名称を記載し、押印（実印）すること。

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 製本方法

表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに一冊のファイルに綴じること。

(3) 企画提案内容

「別表1」の評価項目に記載する内容に沿って、提案内容を記載すること。

## 第8 選定方法

本要領及び仕様書等に基づき、提出された企画提案書等について「長野市おくやみハンドブック協働発行事業者選定委員会」が審査を行う。

(1) 選定方法 書類審査

(2) 選定基準

ア 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表2」の評価基準に基づき採点する。

イ 企画提案書による各評価項目の配点は、「別表1」のとおりとする。

ウ 合計得点の算出方法

(ア) 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。

(イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

エ 優先交渉権者の決定

ウで算出した得点が最も高かった提案者を優先交渉権者として決定する。

(3) 審査過程の非公開

選定過程は、非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

## 第9 審査結果

(1) 通知方法 すべての提案者に電子メールにて通知

(2) 通知時期 令和7年11月28日（金）

(3) ホームページへの掲載 選定の結果は、長野市公式ホームページに公表する。

## 第10 提出書類の取扱い

本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づく公開請求があった場合は、提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。

(5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

## 第11 その他

その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

(1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語は日本語とする。

(2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負

担とする。

- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届（様式第4号）を第12の事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
  - ア 第4「参加資格」の要件を満たさない者
  - イ 提出書類に虚偽の記載をした者
  - ウ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

## 第12 事務局（問い合わせ先）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市地域・市民生活部市民窓口課総務担当（長野市役所第一庁舎2階）

担当者：宮澤

電話：026-224-6428（直通）

FAX：026-224-7631

E-mail：[shimado@city.nagano.lg.jp](mailto:shimado@city.nagano.lg.jp)

別表 1 評価項目及び配点

| 評価項目  | 評価事項      | 評価基準                                                       | 配点   |
|-------|-----------|------------------------------------------------------------|------|
| 全般    | 1 基本事項    | 事業の目的及び仕様書の内容を踏まえ、本事業の主旨を理解していること。                         | 10点  |
|       | 2 事業体制    | 本事業を円滑に遂行するための十分な体制が整っていること。                               | 10点  |
|       | 3 スケジュール  | スケジュールが明確であり、実現可能な工程となっていること。                              | 20点  |
|       | 4 実績      | 類似事業の経験が豊富であり、十分なノウハウが備わっていること。                            | 20点  |
|       | 5 創意工夫    | 今までの経験やノウハウを活かした創意工夫を凝らした提案ができること。                         | 20点  |
| 構成    | 6 ページ構成   | 誰でもわかりやすく使いやすい構成やレイアウトを提案できること。                            | 25点  |
|       | 7 デザイン    | 本事業のコンセプトに見合う独自のイラストやデザインを提案できること。                         | 25点  |
| 広告    | 8 広告募集    | 広告掲載の基準を有し、市の発行物にふさわしい広告募集、広告掲載が可能で、広告主の見込み数も実現可能な提案であること。 | 20点  |
| 問い合わせ | 9 問い合わせ体制 | 広告主や市民からの広告についての問い合わせ・苦情に対し、速やかに対応できる体制が十分に整っていること。        | 15点  |
| その他   | 10 その他提案  | その他、本市にとって有効な提案があること。                                      | 15点  |
| 配点合計  |           |                                                            | 180点 |

別表 2 提案内容の評価基準

| 評価 | 評価基準     | 採点   |
|----|----------|------|
| A  | 非常に優れている | 1.0点 |
| B  | 優れている    | 0.9点 |
| C  | 標準       | 0.7点 |
| D  | やや不十分である | 0.5点 |
| E  | 不十分である   | 0.0点 |